

東大和市組織条例の一部を改正する条例

東大和市組織条例（昭和 5 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「総務部」を「行政管理部」に、「地域福祉部」を「健幸福祉部」に改める。

第 2 条の表政策経営部の項第 3 号から第 5 号までを次のように改める。

- （3）商工業及び農業に関すること。
- （4）予算及び財政に関すること。
- （5）秘書及び交際に関すること。

第 2 条の表政策経営部の項に次の 3 号を加える。

- （6）広報及び広聴に関すること。
- （7）職員に関すること。
- （8）情報システム及び情報化推進に関すること。

第 2 条の表総務部の項中「総務部」を「行政管理部」に改め、同項第 6 号から第 8 号までを次のように改める。

- （6）戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- （7）税に関すること。
- （8）他の部に属さないこと。

第 2 条の表総務部の項第 9 号を削り、同表市民環境部の項中「市民環境部」を「市民生活部」に改め、同項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 7 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項に次の 2 号を加える。

- （5）スポーツ及び観光に関すること。
- （6）消防、災害対策及び防犯に関すること。

第 2 条の表地域福祉部の項中「地域福祉部」を「健幸福祉部」に改め、同項第 1 号中「地域福祉」の次に「及び高齢者福祉」を加え、同項に次の 3 号を加える。

- （4）保健及び医療に関すること。
- （5）介護保険に関すること。
- （6）国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

第 2 条の表健幸いきいき部の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（東大和市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

- 2 東大和市特別職報酬等審議会条例（昭和 4 3 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「政策経営部」に改める。

(東大和市環境保全審議会条例の一部改正)

- 3 東大和市環境保全審議会条例（昭和47年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民環境部」を「市民生活部」に改める。

(東大和市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 4 東大和市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和55年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健幸いきいき部」を「健幸福祉部」に改める。

(東大和市地域福祉審議会条例の一部改正)

- 5 東大和市地域福祉審議会条例（平成7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条中「地域福祉部」を「健幸福祉部」に改める。

(東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部改正)

- 6 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第27条中「市民環境部」を「市民生活部」に改める。

(東大和市行政不服審査会条例の一部改正)

- 7 東大和市行政不服審査会条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「行政管理部」に改める。

令和 7 年 4 月 1 日付け組織改正案（現在の組織と改正案の比較 ※抜粋）

【現在】

政策経営部	
企画政策課	
政策推進担当課長	
しごと改革等推進担当課長	
D X 等推進担当課長	
公共施設再編課	
市長室	
広報プロモーション課	
財政課	

更なる市内産業の
活性化を図る

政策経営部の一部再編

総務部から職員課と
デジタル推進課を移管し、
組織担当や政策部門と
一体となって更なる
政策推進を図る

【改正案】

政策経営部	
企画政策課	
政策推進担当課長	
	—
	—
地域活性課	
公共施設再編課	
	—
	—
財政課	
秘書広報担当部長	
市長室 ※担当部長事務取扱	
広報プロモーション課	
業務改革推進担当部長	
人事課	
D X 課	
計画担当課長 ※担当部長事務取扱	

総務部	
総務部参事	
総務課	
管財課	
契約検査課	
デジタル政策課	
デジタル推進担当課長	
職員課	
防災安全課 ※参事事務取扱	

総務部門と市民課等の
窓口部門を統合

所属部の変更

行政管理部	
	—
総務課	
管財課	
契約検査課	
	—
	—
	—
	—
市民課	
課税課	
納税課	

市民環境部	
市民課	
課税課	
納税課	
産業振興課	
地域振興課	
環境対策課	

教育部生涯学習課の
「平和事業」の補助執行を廃止し、
地域福祉部福祉推進課の
「戦没者追悼事業」等と合わせて移管

生涯学習課の「スポーツに係る事業」
と産業振興課の「観光事業」を移管

所属部の変更

市民生活部	
	—
	—
	—
	—
市民生活課	
環境対策課	
スポーツ振興課	
防災安全課	

子ども未来部	
子育て支援課	
子ども家庭支援センター	
保育課	
市立保育園担当課長	

子育て家庭に対する相談支援を
一体的な組織として実施するため、
健康推進課の母子保健機能を移管

子ども未来部	
子育て支援課	
子ども家庭センター	
保育課	
市立保育園担当課長	

福祉関係の2部を統合

健幸福祉部	
地域福祉課	
生活福祉課	
障害福祉課	
健康推進課	
保険担当部長	
介護保険課	
計画担当課長 ※担当部長事務取扱	
保険年金課	

地域福祉部	
福祉推進課	
生活福祉課	
障害福祉課	

	—
	—
	—
	—

健幸いきいき部	
地域包括ケア推進課	
介護保険課	
保険年金課	
健康推進課	

	—
	—
	—
	—
	—

会計管理者	
会計課	※会計管理者事務取扱

会計管理者 ※部長職から課長職に変更	
会計課	※会計管理者兼任

教育部
教育部参事
教育総務課
学校施設更新等担当課長
新校開設担当課長
調整担当課長
教育指導課 ※参事事務取扱
教育指導担当課長（統括指導主事）
青少年課
生涯学習課
中央公民館
中央図書館

学校施設の再編については、
公共施設再編課と連携強化

課名の変更

教育部
教育指導担当部長
教育総務課
学校施設更新等担当課長
—
—
教育指導課 ※担当部長事務取扱
教育指導担当課長（統括指導主事）
青少年課
—
生涯学習課
中央図書館